

ソーシャルメディアポリシー

第1条(目的)

本ポリシーは、当法人が運営するソーシャルメディアを通じた情報発信において、正確かつ適切な運用を行うことを目的とし、基本方針を定めるものとする。

第2条(定義)

ソーシャルメディアとは、インターネットを通じて個人または法人が情報発信・情報交換を行うメディアを指す。(例:Instagram、YouTube、Facebook など)

第3条(投稿内容)

当法人のソーシャルメディアにおける投稿内容は、以下のとおりとする。

- (1) 当法人が主催または支援するイベントおよび啓発活動に関する情報
- (2) 当法人の活動に関する有益な情報
- (3) その他、当法人が必要と判断する情報

第4条(自覚と責任)

- (1) ソーシャルメディアへの情報発信は、不特定多数がアクセス可能であり、一度発信された情報は完全に削除できないことを理解するものとする。
- (2) 情報発信が自己および法人の評判に影響を与える可能性があることを認識し、誠実かつ慎重に行うものとする。

第5条(免責事項)

- (1) 当法人は、ソーシャルメディア上の情報の正確性や完全性について保証するものではない。
- (2) 利用者または第三者が当法人のソーシャルメディアに関連して被った損害について、当法人は責任を負わない。
- (3) アカウントの利用方法や技術的な質問、システム状況等に関する問い合わせには対応しないものとする。

第 6 条(著作権)

- (1) 当法人のソーシャルメディアに掲載された全ての情報(文章、画像、動画等)の著作権は当法人に帰属する。
- (2) 著作権法で認められた範囲を超えて、無断で複製・転載・転用することを禁止する。

第 7 条(法令遵守と守秘義務)

- (1) 当法人または第三者を誹謗中傷し、名誉を毀損する情報を発信しないものとする。
- (2) 個人情報およびプライバシーに関わる情報の発信を禁止する。

第 8 条(コメントの投稿および返信)

- (1) 当法人のソーシャルメディアは情報発信を目的とするものであり、利用者からのコメントに対して返信を行わない。
- (2) 病院内での撮影・録音、およびその内容をソーシャルメディアへ投稿することを禁止する。

第 9 条(運用方針の変更)

当法人は、予告なく本ポリシーの変更、削除、または一部・全機能の停止を行うことができるものとする。

第 10 条(注意事項)

当法人のソーシャルメディアで発信される情報は、必ずしも当法人の公式見解を示すものではない。正式な発表は、当法人のホームページや院内掲示を通じて行う。

ソーシャルメディア利用管理規程

第1条(目的)

本規程は、職員がソーシャルメディアを利用する際に、そのリスクを理解し、法人・取引先・患者・その他の利害関係者の利益や権利を害さないための必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(定義)

ソーシャルメディアとは、インターネットを通じて個人または法人が情報発信・情報交換を行うメディアを指す。(例:Instagram、YouTube、Facebook など)

第3条(対象者)

本規程は、当法人のソーシャルメディアを利用するすべての職員に適用する。

第4条(禁止事項)

職員は、ソーシャルメディアを利用する際に、以下の情報を発信してはならない。

- (1) 誹謗中傷または虚偽を含む情報
 - (2) 職務上知り得た秘密または個人情報を含む情報
 - (3) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長する情報
 - (4) 違法行為、または違法行為を煽る情報
 - (5) 根拠のない噂、または噂を助長する情報
 - (6) 法人および第三者の権利を侵害する情報
 - (7) わいせつな内容に関する情報
 - (8) 法人、取引先、患者、その他の利害関係者の利益や権利を害する情報(バスケット条項)
2. 公式アカウント担当者以外の職員は、当法人の公式アカウントから情報を発信してはならない。
3. 公式アカウントでの情報発信は、理事長の決裁を必要とする。

第5条(私的利用の禁止)

- (1) 職員は勤務時間中にソーシャルメディアを私的に利用してはならない。
- (2) 職員は法人の設備・機器(パソコン、スマートフォン、タブレット端末など)を私的に利用してはならない。

第 6 条(懲戒)

- (1) 第 4 条に定める禁止事項に違反した場合、就業規則に基づき懲戒処分を行う。
- (2) 本規程に違反したことを就業規則における懲戒事由の一つとして追加し、適用する。